

滋賀県制度融資のご案内

経営支援資金(経営者保証非提供促進枠)

【事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度対応】

国からの保証料補給を受けつつ、経営者保証の非提供を選択できる資金を設けています。ぜひご活用ください。

資金使途 (※1)	経営の安定・合理化、体質改善等を図るための設備資金および運転資金
融資対象者 (※2)	次の①から⑤までのいずれにも該当し、保証料の上乗せにより経営者保証を提供しないことを希望している法人である中小企業者 ① 本資金の借りに際し、次のいずれかの保証を利用すること 一般保証 / 経営安定関連保証(4号) / 経営安定関連保証(5号) ② 信用保証協会への保証申込日(以下「申込日」という。)以前2年間(法人の設立日から起算して申込日までの期間が2年間に満たない場合は、その期間)において、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出していること ③ 申込日の直前の決算において、当該中小企業者の代表者(代表者に準ずる者を含む。)への貸付金その他の金銭債権(当該中小企業者の事業の実施に必要なもの及び少額のものを除く。)がなく、かつ、当該中小企業者の代表者(代表者に準ずる者を含む。)への役員報酬、賞与、配当その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えていないこと ④ 次の両方またはいずれかを満たすこと (ア) 申込日の直前の決算における貸借対照表上、債務超過でないこと (イ) 申込日の直前2期の決算における損益計算書上、減価償却前経常利益が連続して赤字でないこと ⑤ 決算書の提出等について、継続的に充足することを誓約していること
融資限度額 (※3)	8,000万円 (中小企業信用保険法第2条第5項第4号および同項第5号に該当するものとして市町村長の認定を受けた者については、上記とは別に8,000万円。)
融資利率 (※4)	年1.70%
信用保証料	必ず保証協会の保証つき ◆基準保証料率 一般保証：年0.45%～1.90% 経営安定関連保証4号：年0.85% 経営安定関連保証5号：年0.80% ◆保証料の上乗せ 融資対象者④(ア)(イ)の両方を満たす場合 基準保証料率に0.25%を上乗せする 融資対象者④(ア)(イ)のいずれかを満たす場合 基準保証料率に0.45%を上乗せする ◆信用保証料の補助 0.10%に相当する額を国が補助する。 ただし、条件変更に伴い追加して生じる信用保証料については国の補助の対象外とする。※令和7年4月1日から令和8年3月31日までに保証申込を受け付けたものに限る

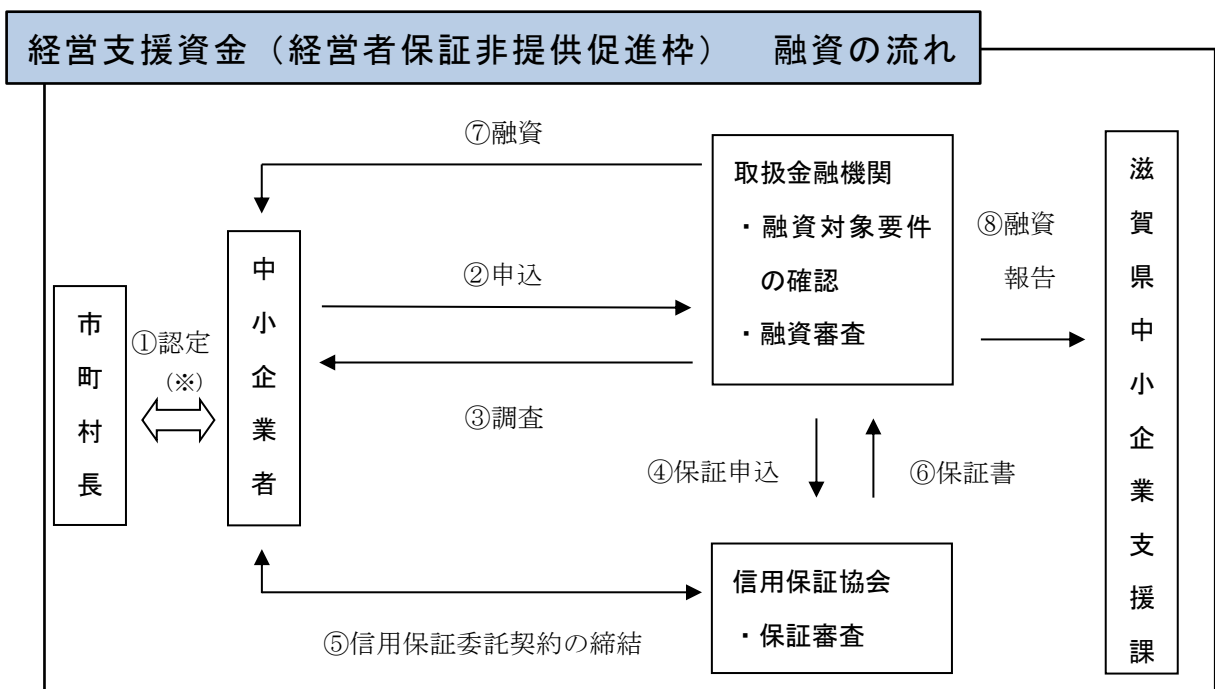
	◆（参考）申込人の保証料負担 融資対象者④（ア）（イ）の両方を満たす場合（＋0.15％） 一般保証：年0.60％～2.05％ 経営安定関連保証4号：年1.00％ 経営安定関連保証5号：年0.95％ 融資対象者④（ア）（イ）のいずれかを満たす場合等（＋0.35％） 一般保証：年0.80％～2.25％ 経営安定関連保証4号：年1.20％ 経営安定関連保証5号：年1.15％
融資期間 （※5）	10年以内（据置1年以内）
担保・保証人	徴求しない
受付機関	取扱金融機関
取扱金融機関	滋賀銀行、関西みらい銀行、大垣共立銀行、京都銀行、福井銀行 滋賀中央信用金庫、長浜信用金庫、湖東信用金庫、京都信用金庫 京都中央信用金庫、滋賀県信用組合、滋賀県民信用組合 商工組合中央金庫、京滋信用組合、近畿産業信用組合 滋賀県信用農業協同組合連合会

令和7年4月1日現在

- ※1 融資対象となる設備について、借入申込時に所要資金の30％以上の支払いがされていないこと。
- ※2 農林水産業、金融・保険業、公務（公的機関）、学校法人、政治・経済、文化団体、宗教等、滋賀県信用保証協会の保証の対象外業種を除きます。
- ※3 同一年度内の利用は、設備資金、運転資金それぞれ1回を限度とします。
- ※4 融資利率は、今後の金融情勢等により変更することがあります。
- ※5 融資期間は1年以上となります。

（特記事項）

上記資金の融資対象に該当しない場合でも、他の資金が活用できる場合があります。
また、融資対象者であっても、金融機関や信用保証協会の審査により、ご希望に添えない場合があります。



※①認定の手続きについては、各市町商工担当課へお問い合わせください。

※なお、一般保証をご利用の場合は、①認定の手続きは必要ありません。

滋賀県では「滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例」を制定し、中小企業の活性化を推進しており、この事業も、条例に基づき実施される中小企業活性化施策の一つです。

しが金融ホットライン



融資に関するご相談など

中小企業の皆様の声をお聞きます！

また、県の融資制度等について

具体的な内容等をご説明します！

電話番号：077-528-3732

※留意事項

- 県が所管している融資制度等以外のご相談につきましては、内容に応じて、関係機関等を紹介させていただくことがあります。
 - 苦情等につきましては、お聞きした内容を今後の対応に反映させていただくほか、必要に応じ、関係機関へ情報提供や他機関の紹介をさせていただくことがあります。
- なお、個別のトラブル等につきましては、あっせん・仲介・調停を行うことはできませんので、ご了承ください。

お問い合わせ先

滋賀県 商工観光労働部 中小企業支援課 金融支援係

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

TEL：077-528-3732

FAX：077-528-4871